

# クリスティアン・シュタルクの憲法構想について

——ドイツ再統一に関する諸論稿を基礎として（一）補論——

菟原 明

- はじめに
- 一 新連邦州憲法の制定とその意義
  - 二 『新ドイツ諸州の憲法—比較研究』の構成
  - 三 シュタルクの本書に見られる憲法構想

## はじめに

目下私は、「クリスティアン・シュタルクの憲法構想」について、その副題に示したように、主としてドイツ再統一に  
関連して彼がものした諸論稿を基礎に、一文を草しはじめたところである。ちょうど時機宜しく、私は、その（一）が  
活字化された（本誌第四巻第一号、一九九四年）直後の一〇月、クリスティアン・シュタルク教授<sup>1</sup>より、相次いで送ら

クリスティアン・シュタルクの憲法構想について

れてきた同教授の二冊の新刊書を手にすることができた。

その一冊は、『憲法解釈の実践』(Praxis der Verfassungsauslegung, Nomos Verl. Baden-Baden, 1994, 320 S.)と題されたものであり、他の一冊は、『新ドイツ諸州の憲法』(Die Verfassungen der neuen deutschen Länder. Eine Vergleichende Untersuchung, C. F. Müller Juristischer Verl. 1994, 60S.)である。後者の書物は、その表題から直ちに判明するように、旧東ドイツが解体され、新たに五州に再編・統一化された後、新連邦五州は、州憲法の制定作業に入るが、これら新連邦五州の憲法制定に関連し、その草案や憲法典を詳細に比較研究したものである。その意味で本書は、拙稿(一)を補完する意味をもつ書物であり、補論として本誌で取り上げることにより、彼の憲法構想について、より明確にできることとなろう。

それに先立ってまず、前者のモノグラフィーにつき、ごく簡単にその構成等にふれておくこととする。本書は、彼がこれまでに発表してきた論文を主に、一冊の書物にまとめたものである。その構成は、三部から編成されている。第一部は、「基本権と保護義務(Grundrechte und Schutzpflichten)」との表題が与えられ、九本の論稿からなる。そのうちの第一章の論稿：「基本権の解釈と効果について」(Über Auslegung und Wirkungen der Grundrechte)は、最初 Heyde/Starck (Hrsg.), Vierzig Jahre Grundrechte in ihrer Verwirklichung durch die Gerichte, München 1990, S. 9-34 に掲載されたものであるが、既にわが国でも、海老原明夫教授により「基本権の解釈と効果について」(国家学会雑誌第百三巻第五・六号三二頁以下)の題名で、邦訳されている。第二部は、「権限と手続(Kompetenzen und Verfahren)」と題され、七本の論稿から構成されている。最後の第三部は、「財政と租税(Finanzien und Steuern)」というテーマの下に、六本の論稿が集められている。これらの論稿を貫く視座は、著者のいうところによれば、憲法裁判権と憲法解釈という視座である。いわく、「本書の諸章は、その大部分が連邦憲法裁判所の裁決と対質したものである。具体的には、

これらの諸章は、個々のテーマ領域、とりわけ基本権についての判決の総括的な評価、評論そして比較的短い判例評釈であり、これらは、時の経過の中で書き上げられたが、しかし、憲法裁判権と憲法解釈という統一的視座から書かれたものである」<sup>(2)</sup>と。

著者もいうように、本書に収録された論稿は既発表のものからなるが、しかし、第一部第二章の「基本権の保護義務 (Grundrechtliche Schutzpflichten)」に関する一九九三年の論稿は、これまで未発表の論稿であり、<sup>(3)</sup>著者が、同年一月二五日連邦憲法裁判所裁判官の前で行った講演が基となっている。この論稿がなるにあたっては、K-E・ハイン(Karl-Eberhard Hain)と集中的な討議を行ったとのことであるが、ちなみにクリスティアン・シュタルクは、彼のドクター・フアーター(Doktor Vater)<sup>(4)</sup>である。本稿については、別の機会に検討したく考えている。<sup>(5)</sup>

(1) クリスティアン・シュタルクの研究業績については、私の「現在ドイツ公法学研究資料-Ch. Starck教授研究業績一覧 (一九九二年一月一八日現在)」(本誌第三卷第二号一九九四年、二一七頁以下)参照。同教授の憲法構想につき私は、目下検討中である。これについては、私の「クリスティアン・シュタルクの憲法構想について―ドイツ再統一に関する諸論稿を基礎として(一)」(本誌第四号第一卷一九九四年、九一頁以下)参照。

(2) Ch. Starck, Praxis der Verfassungsauslegung, 1994, S. 5.

(3) Ch. Starck, aO., S. 5.

(4) Ch. Starck, aO., S. 46. K-E・ハインの論稿と「vgl. K-E. Hain, Der Gesetzgeber in der Klemme zwischen Übermaß- und Untermaßverbot?», in: DVBl, 108. 1993, S. 982ff.

(5) 保護義務の問題に関する最近の論稿と「vgl. W. Höfling, Grundrechtstatbestand - Grundrechtsschranken - Grundrechtsschrankenschränken, in: Jura. 16. Jg., 1994, S. 169ff.; H. Dreier, Subjektiv-rechtliche und objektiv-rechtliche Grundrechtsschranke, in: Jura. 16. Jg., 1994, S. 505ff.; S. 512f.; H. H. Klein, Die grundrechtliche Schutzpflicht, in: DVBl. 109. Jg., 1994, S. 489ff.

## 一 新連邦州憲法の制定とその意義

新連邦州は既に、その憲法制定手続を終了した。<sup>(1)</sup> ①そのなかで、もつとも早く憲法制定作業を終了したのが、ブランデンブルク州である。州議会は、一九九二年四月一四日第三読会で、憲法を「信服させるに足る多数で (mit überzeu-gender Mehrheit)」をもって可決した。その後、州民は、同憲法を、一九九二年六月一四日の州民投票で採択し (有権者のうち四八パーセントが投票し、そのうちの九四パーセントが賛成票)、その結果、同憲法は、同年八月二日に施行されるに至った。②メックレンブルク・フォアポンメルン州では、一九九三年五月二三日、憲法を可決し、一九九四年六月一二日州民投票で同意を得るに至った。なお、CDU提案に基づき、クリスティアン・シュタルクは学識経験者として、憲法委員会の構成員に選出され、憲法草案に対し、例えば州民発案 (Volksinitiative)、州民請願 (Volksbegehren) および州民票決 (Volksentscheid) に関する提案を行っている。<sup>(2)</sup> ③ザクセン州では、一九九二年五月二六日、州議会は憲法を可決、同年五月二七日公布し、同年六月六日施行した。同憲法は、新連邦州の憲法でもつとも早く施行された。④ザクセン・アンハルト州では、州議会は、一九九二年七月一六日、州憲法を可決し、同憲法は、同年七月一八日に施行された。⑤チューリンゲン州では、一九九三年一〇月二五日、州議会は憲法を可決し、同日公布の後、同年一〇月三〇日に暫定的に施行されたが、国民投票の後、賛成多数を得ることができれば、最終的に施行されることになる。しかし、否決された場合には、暫定的州規約 (Landessatzung) が新たに施行される。このように、ドイツ再統一後四年余のうちに、新連邦州は、憲法制定作業を進め、新憲法を制定するに至った。<sup>(3)</sup>

この新連邦州における憲法制定過程は、大別すれば二段階に区分される。<sup>(4)</sup> その第一段階は、地方の円卓会議、地区評

議會そしてこれ以外の組織的には固つてはいないような団体の活動によって特徴づけられる時期であり、一九九〇年一月頃まで続く。第二段階は、政党や憲法委員会の草案が提起され、州議會でこれにつき議論される段階であり、最終的に憲法が確定されるにあたって、第一段階と較べるといっそう重要な段階であった。この憲法制定過程において各新連邦州憲法の内容を大きく決定づけた要因として挙げられるのは、いうまでもなく四〇年余にわたる旧東ドイツでのSED独裁の歴史的体験からの帰結であり、これはとりわけ各新連邦州憲法の前文（例えば、ザクセン憲法前文やチューリッゲン憲法前文には、「国民社会主義や共産主義の暴力支配を想起して（in Erinnerung an die nationalsozialistische und kommunistische Gewaltherrschaft）」という文言が見出される）や多様な基本権の採用のうちに看取され得る。その外に、憲法制定過程に先行して存在した各種の経験も挙げることができる。たとえば、中央円卓會議憲法草案、民主的に組織されたドイツ諸州連邦のための會議草案、西側州憲法（とりわけ、シュレスヴィッヒホルシュタイン州新憲法<sup>(5)</sup>）、基本法およびその改正に関する兩院合同憲法委員会勸告等<sup>(6)</sup>である。

しかし、果たしてこれら新連邦州の新憲法は、旧西側ドイツと、旧東側ドイツとの間に存在してきた「人々の間の溝」を埋め、現実の壁が撤去された今、「頭の中の壁」を取り払うことに、どれほど貢献することができるであろうか。たとえば、S・ハイトマンがいうように<sup>(7)</sup>、東ではすべてが誤っていたのであり、西ではすべてが正しかった、とするいわゆる「オストローヴェストー症候群（Ost-West-Syndrom）」が人々の意識裡に浸透しているといわれる状況下で、とりわけ、東の人々の「法治国家を受け継ぐことが課題であったのではなく、正義を望むことこそが問題であった」とする法感情の吐露を前にして<sup>(8)</sup>、あるいは、「あの出来事は果たして『再統一』だったのか、あるいは『植民地化』だったのか」という苦言が呈せられることがあるとしても、東西間に共通の法意識や法感情を形成するにあたって、新連邦州の諸憲法が果たすべき役割は、きわめて大であるといえよう<sup>(10)</sup>。そうであれば、われわれは、現在のドイツの憲法状況を知らう

とすれば、これら新連邦州の憲法が一体どのように編成されており、どのような内容からなるのか、をまず理解することが必要である。その格好の資料の一つを提供するのが、クリスティアン・シュタルク教授の上述最近著である。と同時に、彼の憲法構想を考察する上でも、本書は重要な示唆を与えてくれるはずである。

(1) Vgl. Ch. Starck, Die Verfassungen der neuen deutschen Länder. Eine Vergleichende Untersuchung, 1994, S. 11ff.; Chr. Pestalozza, Neues Deutschland - in bester Verfassung?, in: Jura. 16. Jg., 1994, S. 575. 木戸衛一「統一ドイツ新連邦州における政治秩序の形成」(阪大法学、第四三巻第四号、一九九四年三月)一四三頁以下も見よ。なお、新連邦州の憲法の一覧的概要を得るに利便なのが、vgl. H. v. Mangoldt, Die Verfassungen der neuen Bundesländer - Einführung und synoptische Darstellung Sachsen, Brandenburg, Sachsen-Anhalt, Verfassungskommission für Mecklenburg-Vorpommern, Duncker & Humblot 1994, S. 65ff.

(2) 彼の提案は「*vgl. K. Stern (Hrsg.), Deutsche Wiedervereinigung, Bd. III. Zur Entstehung von Landesverfassungen in den neuen Ländern der Bundesrepublik Deutschland, Carl Heymanns Verl. 1992, S. 258.*

(3) 各新連邦州での憲法制定過程は「*vgl. P. C. Fischer, Staatszielbestimmungen in den Verfassungen und Verfassungsentwürfen der neuen Bundesländer, Verl. V. Florentz München, 1994, S. 37ff.*」が有益である。トランプトンブルク州憲法制定過程は「*vgl. 43ff.*」州民投票結果の具体的な数値は「*vgl. S. 44, insbes. Anm. 1; マンレンブルク州フォホポメルン州は「vgl. 132ff.; カタヤン州は「vgl. S. 94ff, insbes. Anm. 20, 21, 22; サクセン-アンハルト州は「vgl. S. 111ff, insbes. S. 112 Anm. 16; チェーリントマン州は「vgl. S. 144ff, insbes. S. 145.*

(4) P. C. Fischer, aao., S. 37ff.

(5) シュレスヴィヒホルシュタイン憲法は「*vgl. Verfassungen der deutschen Bundesländer, Beck-Texte im dtv, 4. Aufl., 1991, S. 434ff.*」など、ドイツ再統一は、新連邦五州の新憲法制定にとどまらず、西側旧州にも影響を与え、新たな憲法改正の問題を惹起するに至った。たとえば、ニーダーザクセン州は、ドイツ再統一を受けて、一九五一年四月一三日の「暫定」憲法を、一九九三年五月一九日「憲法」に改正した。これは、旧西側の最初の州憲法改正である。その根拠となったのは、暫定憲法第六一条第二項:「この憲法は、ドイツ国民が自由な決定により憲法を議決して、一年の経過

後にその効力を失う。」である。憲法改正とともに、たとえば、同憲法は、第一条第二項で、「自然的生活基盤の保護に義務づけられた」法治国家という国家の性格づけを新たに付加した。同憲法のテキストは、vgl. Götz/Starck, Niedersächsische Verfassungs- und Verwaltungsgesetze, Verl. Nomos 10. Aufl., 1994, S. 1ff. のように、同様の議論は、vgl. Ch. Starck, Die neue Niedersächsische Verfassung von 1993, in: Niedersächsische Verwaltungsblätter (NdsVBl.), 1994, Heft 1, S. 2ff.

(6) なお「再統一後の基本法に関する議論は、vgl. H.-J. Vogel, Die Reform des Grundgesetzes nach der deutschen Einheit, in: DVBl. 109. Jg., 1994, S. 497ff.; E. Klein (Hrsg.), Verfassungsentwicklung in Deutschland nach der Wiedervereinigung, Duncker & Humblot 1994. 「歴史的回顧法政論」は、vgl. L. Incesu, Verspielte Chance. Die Arbeit der Gemeinsamen Verfassungskommission, in: KJ, 1993, S. 475ff.; H.-L. Batt, Verfassungspolitik im Vereinigten Deutschland - Die Gemeinsame Verfassungskommission von Bundestag und Bundesrat, in: Staatswissenschaften und Staatspraxis, 5. Jg., 1994, S. 211ff.; L. M. P-Gutzeit, Die Verfassungsberatung in der Gemeinsamen Kommission des Bundestages und des Bundesrates, in: J. Gebhardt/R. S. -Bruns (Hrsg.), Demokratie, Verfassung und Nation - Die politische Integration moderner Gesellschaften, Verl. Nomos Baden-Baden, 1994, S. 255ff.; K. G. Meyer-Teschendorf, Die Vorschläge der Gemeinsamen Verfassungskommission zur Reform des Gesetzgebungsverfahrens, in: DÖV 47. Jg., 1994, S. 766ff.; R. Scholz, Zur Reform des Grundgesetzes, S. Roderer Verl. 1993.

(7) Vgl. S. Heitmann, Rechtsstaat West und Rechtsgefühl Ost, in: NJW. 47. Jg., 1994, S. 2131ff. ハートマンは、「四五年は、長い歲月である。それは、多くの世代の考え方と感じ方を刻印づけている。われわれは、人々の考え方と感じ方を示す『事実の規範力』を、今日に至るまでの統一過程において十分には考慮してこなかった。……いずれにせよ、旧東ドイツは、西洋的伝統の意味における法治国家ではなかった。それ故に、東を西の法体系に組み込むことは正当だったのであり、これ以外は無かった。しかし、既存の法感情は、十分に考慮されていたか」と西と東の共通の法感情を創出する必要性の問題を提起する。そして、「法感情は、法現実の本質的要因である。平常の時代にはこのことは、法感情と法現実とは、法意識に媒介されて広く一致しているから、きわめて稀にしか感じられない。変革の時代には、そうではない。…法治国家を東に形式的に導入することで、ことはすまない。法治国家は、正義の印による補完を要する。われわれが、正義をあてがわれないならば、法治国家は、東の人々の心に受け入れられることはあり得ないであろう」と結論づけている。

(8) ここでも、旧東ドイツが不法(=不正)国家であったかどうか、が問われようが、これについては、vgl. H. Sandler, Die

DDR ein Unrechtsstaat-ja oder nein?, in: Zeitschrift für Rechtspolitik, 26. Jg., 1993, S. 1ff.

- (9) H・マイヤー著、宇京早苗訳『転換期 ドイツ人とドイツ』(法政大学出版局、一九九四年)一三三頁、また二四一頁も参照。

- (10) H・モドロウ旧東独首相が語るところによれば、「失業率や収入で東西の格差は依然として大きく、旧東ドイツが旧西ドイツ並になるには、一五年以上かかる」(一九九四年一月一日朝日新聞朝刊一三版一二頁)、と予測されることである。仲井斌『現代ドイツの試練—政治・社会の深層を読む』(岩波書店、一九九四年)二二六頁は、「統一後の精神的危機は、何よりも東西ドイツ人の疎外感に依拠している。物理的な壁の崩壊と引き替えに精神的な壁が構築され、二つのドイツ国家(zwei deutsche Staaten)の統合という名目の裏で、一つの国民(eine Nation)の再結晶が遅れている。その意味で、ドイツ国家の法的統一とドイツ国民の精神的統一は、分離して考察されねばならない。さらにヨーロッパ統合とドイツ統一の結合が、この現象を強化した。ドイツ統一は、国民の精神的な危機を生み出し、九四年末現在、まだその緩和の兆候はみられない」という。しかし、連邦政府が、エネルギーに再統一を押し進め、個別的な問題を検討することよりも、早急な再統一実現を優先させたことは、正しかったというのは、vgl. M. Rommein, Kommunalpolitik im Zeichen der Wiedervereinigung, Verl. C. F. Müller 1993, S. 6.

## 二 『新ドイツ諸州の憲法—比較研究』の構成

『新ドイツ諸州の憲法—比較研究』(Die Verfassungen der neuen deutschen Länder. Eine Vergleichende Untersuchung)は、本文六〇頁からなるが、その副題からも判明するように、新連邦五州の憲法を比較検討したものである。それに際し、本書の目的とするところは、基本法の要求する「同質性(Homogenität)」を基礎に、新連邦州の憲法を評価することであり、これらの憲法の共通点と同時に相違点を明らかにすることにある。それ故に、本書は、当然ながらまず第一に、新連邦五州の憲法を相互に比較検討したものであるが、しかし、それにとどまらず、第二に、新連邦五州



の憲法と基本法との比較検討であり、第三に、新連邦五州の憲法と旧州（旧西側諸州）の憲法との比較研究でもある。このような比較研究を通じて、シュタルクは、新連邦五州の憲法と、とりわけ基本法との間で発生する憲法上の諸問題にも切り込んでいる。

シュタルクが本書で展開している憲法構想、特に前述の拙稿（一）との関係でいえば、その「基本権」構想とは、どのようなものであるか、を検討するに先立って、本書の構成に簡単に触れておくこととする。本書の基礎となっている主要な論稿は、これまでに彼が新連邦州の憲法制定作業に関わるなかで公表してきた諸論稿であることは、いまでもない。これらの論稿とは、具体的にいえば、① Verfassunggebung in den neuen Ländern, in: Zeitschrift für Gesetzgebung, 1992, S. 4ff. ② Eine Verfassung für Mecklenburg-Vorpommern (1-4) in: Nordkurier v. 4. 4. 91, S. 4. 91, 8. 4. 91, 13. 4. 91. ③ Verfassunggebung für Thüringen, in: Thüringer Verwaltungsblätter, H. 1, 1992, S. 10ff. である。<sup>(1)</sup>しかし、これらの論稿は、新連邦五州の憲法制定作業が、現在進行形のさなかにものされたのであるが、一方、本書では、その対象となる新連邦五州の憲法制定作業がほぼ完了し、各州の憲法草案が、憲法として確定した状況でものされたという時間差があり、それだけに各州の憲法規定に対する目配りが行き届いたものとなっているといえよう。さらには、本書公刊後発表されたニーダーザクセン州の改正憲法に対する彼の注釈も、この系につらなるといえる。<sup>(2)</sup>

本書は、大きくは二部に分かたれている。その第一部は、「憲法制定 (Verfassunggebung)」<sup>(3)</sup> に関わる問題を論じる。そこでは、憲法制定の出發状況として憲法制定を惹起するに至った諸々の作用力について説明される。このような作用力として彼が挙げるのは、①ソヴィエト連邦の経済的破綻と、共産党書記長ゴルバチョフによって主導された改革路線による、DDRの政党独裁に対する世界政策上の変化、②DDR（ソヴィエト連邦も同様）政治体制に固着している自由に対する侮蔑、③自由に対する抑圧―それは、とりわけ壁と鉄条網柵によって確保された出国制限のうちに現れて

いたが、同時に、それは、DDRのどうしようもない経済状況と密接に関連していた、④社会主義的国民の虚偽性―基本法の前定する国民とその国家は、ヨーロッパ連合の現在および将来の基礎をなすが、これとは異なり、「社会主義的国民」すなわちSEDの人工的産物は生命がなく、そこでは、抑圧された国民感情が際立つ、⑤基本権的、民主的自由に対する欲求や国民感情の活力、である。これらの作用力が、平和革命へと通じ、と同時に憲法審議の出発状況特徴づけている、という(S. 14f.)。次いで、憲法制定は、連邦構成州の国家性からして「憲法自治」に基づき、同質性原理の下(基本法第二八条)で、基本法上各州に保障されることが論じられる。そして、各新連邦州において、憲法制定手続きがどのように進行していったかの経過が説明され、最終的に、各新連邦州での新憲法の成立が記述される(S. 113)。

第二部では、各州の憲法規定内容が個別、具体的に比較検討される。その主要テーマは、第一に「基本法第二八条の同質性要求」(S. 14-16)についてであり、第二に「国家形態と統治形態」(S. 17-39)を問い、そして、本稿の対象とすべき基本権論の展開部分である「国家と市民」(S. 39-58)を論じ、最後に各憲法の規定する「前文」(S. 58-60)の内容について記述する。この第二部で展開されている論述こそが、彼の憲法構想を知る上で関心をそそる部分であるといえよう。また、この第二部には、本書の約四分の三に及ぶ頁数が費やされてもいる。以下、第二部の個別的テーマにそって論点を検討することで、彼の憲法構想を窺うこととするが、いうまでもなくその重点は、本稿の対象とすべき彼の基本権論の展開部分である「国家と市民」におかれるであろう。

(1) これらの論稿については、私の「現在ドイツ公法学研究資料—Ch. Starck 教授研究業績一覧(一九九二年一月一八日現在)」(本誌第三卷第二号、一九九四年三月三〇日)二一九頁註(一)および「クリスティアン・シュタルクの憲法構想

について「ドイツ再統一に関する諸論稿を基礎として(一)——」(本誌第四卷第一号、一九九四年九月三〇日)九五頁註(四)参照。

(2) vgl. Ch. Starck, Die neue Niedersächsische Verfassung von 1993, in: NdsVBl, 1994, Heft 1, S. 2ff. —一九九四年一月末日、本稿を、早速にお送りいただいたことを同教授に感謝する。

(3) また、vgl. H. v. Mangoldt, Die Verfassungen der neuen Bundesländer, 1993, S. 10f.

### 三 シュタルクの本書に見られる憲法構想

一 同質性の要求について ドイツ連邦共和国の各州は、国家の特質を有することから、固有の憲法自治に基づき憲法制定権限を行使し得るとしても、各州の憲法秩序は、まず第一に、基本法第二八条に規定する「共和制的、民主制的かつ社会的法治国家」という基本原則に合致しなければならず、また市町村には自治権も保障される。さらに、各州の憲法秩序は、基本権に合致することが要求されることから、最小限度の州憲法と連邦憲法との間の同質性が要求されている。<sup>(2)</sup> とはいえ、H・v・マンゴルトもいうように、基本法第二八条第一項のいう同質性は、「画一性 (Uniformität)」を意味するものではない。<sup>(3)</sup> もっとも、この同質性の要求は、基本権に関していえば、各州が独自の基本権カタログをその憲法に取り入れることを妨げることはないとしても、基本法第一条第三項が、州の国家権力を含む、すべての公権力を基本法の基本権に拘束するが故に、その限りにおいて中央集権的な強制的画一化 (Gleichschaltung) の傾向を有することは、否認できないであろう。<sup>(4)</sup>

ところで、州憲法典が連邦法(当然連邦の憲法も含む)に背馳し、そして、州憲法典の適用が連邦法と異なる結果を生じるとき、連邦法と州憲法との間の同質性要求と関連して問題が発生するが、これに際して機能するのが、「連邦法

は、州法を破る」とする基本法第三一条である。とりわけ、基本権との関係でいえば、この問題は、連邦基本権と州基本権と間で、州の基本権高権の範囲と限界の問題として出来ることとなる。たとえば、新連邦州の憲法典は、市民的—自由主義的基本権論の意味での防禦権以外に、いわゆる「社会的<sup>(5)</sup>基本権」を保障したり、また、基本法で「ドイツ人の権利 (Deutschenrechte)」と規定された移転の自由、結社の自由、集会の自由、職業の自由等の保障を、「すべての者の権利 (Jedermann-Rechte)」として、基本法での基本権保障を超える基本権保障を行うに至っているが、このような場合には、基本法第三一条の特別法たる基本法第一四二条…「第三一条の規定にもかかわらず、州憲法の諸規定は、それがこの基本法の第一条から第一八条に一致して基本権を保障している限りにおいてまた、その効力を保持する」が、基本的に作動することとなる。<sup>(7)</sup>

二 国家形態・統治形態について 基本法の要請する同質性命令の下で、新連邦州の国家・統治形態は確定されるが、新連邦五州の憲法は、基本法第二八条第一項第一文の要請に、さらに「生態系上の国家目標」<sup>(8)</sup>を付け加えるに至っている。

シュタルクは、州憲法に關し州憲法の重点は、基本権保障ではなく、むしろ、統治形態にこそある、という点を一貫して強調する。それも、権力行使の実効化と統制を凶る権力分立論的統治形態論が、最終的には、憲法裁判所による他機関の統制を媒介とする憲法秩序の保持を目指す統治形態論が力説される。彼はいう。「州憲法の重要な部分は、統治形態の規律であろう。憲法は、州議会と州政府とを設置し、これがどのように機能するかを規律しなければならない。諸々の機能を手際よく配分することによって、国家権力は、一方で国家機関が実効的に活動し得るように、また他方で相互に統制されるように、編成され得る。このためには、憲法裁判所の設置が必要であり、これが、州憲法の維持を監視する。州憲法裁判所だけが、永続的にすべてのその外の州法に対する州憲法の優位を確保することができる。憲法裁

判所だけが、紛争にあって、その時々、政治的強者が自己を押し通さないことを保障する」<sup>(9)</sup>と。

このような思考を基礎にして、彼は、新連邦各州の統治形態に関する憲法規定につき、「議院内閣制 (Parlamentarisches Regierungssystem)」、「州民投票 (Plebizit)<sup>(10)</sup>」、「州憲法裁判所 (Landesverfassungsgericht)」、「地方自治 (Kommunale Selbstverwaltung)」および「統治形態の編成 (Gliederung der Regierungsform)」という順で注釈を加える。そこから導出された結論は、統治形態の完璧な編成体系というものは存在しないとしても、最適な編成は、諸憲法機関に続いて、これに対応する諸国家作用が規定されるメックレンブルク・フォアポンメルン州憲法に見られるという。このようにして、シュタルクは、統治形態の編成を、①憲法機関の編成順としては、州議会、州政府そして州憲法裁判所という順に、これに続けて、②国家作用については、立法、予算と会計検査、州行政と地方行政、最後に司法という順に配列することを是とした。

前述したように、シュタルクは、統治形態において憲法裁判所のもつ意義を重視するが、彼は、この「州憲法裁判所」の下で、「憲法裁判所の制度と裁判官の選出」、「管轄権カタログ」、「判決に対する憲法異議の問題」を扱っている。

これらのテーマのうち管轄権カタログについては<sup>(11)</sup>、機関訴訟、抽象的・具体的規範統制、選挙審査と議席審査、州民請願審査は、州憲法裁判所のいわゆる古典的な管轄権に属する。新種の管轄権である審査委員会の審査申立の憲法適合性審査を規定するのは、メックレンブルク・フォアポンメルン、ザクセン・アンハルト、チューリンゲンの三州である。州の公権力による州基本権侵害に対する憲法異議を規定するのは、ブランデンブルク、ザクセン、チューリンゲンの三州あるが、メックレンブルク・フォアポンメルンとザクセン・アンハルトの二州は、憲法異議を、直接州法を通じて生じた基本権侵害に限定している。なお、メックレンブルク・フォアポンメルン州では、さらに判決に対する憲法異議<sup>(12)</sup>も、公権力を通じて、州憲法によって特別に承認された五の基本権が侵害されたと主張され得る限りで承認している。

判決に対する憲法異議に関して問題となるのは、以下の点である。その第一は、新連邦州憲法のうち、五の基本権を加えているものの基本法の基本権をその構成部分であると宣言するメックレンブルク・フォアポンメルンを除き、四の州が独自の基本権カタログをも規定したことから、基本権侵害を理由とする州権力に対する憲法異議に際して、連邦憲法裁判所と州憲法裁判所が見解を異にする判決に至ることもある、という問題が発生する。そのような事態を避けるためにも、新連邦州の憲法が、基本権を憲法に導入することは不要であるとするのが、シュタルクの立場である。その根拠づけとして彼が挙げるのは、連邦憲法裁判所の上告活動は、州法の適用が問題となる事例においても、基本法の基本権が基準となるが故に、州の基本権カタログの独自性は早晩喪われるであろう、ということであった。これについては、既にその(一)の一〇三頁で触れたことから、同頁を参照願いたい。第二に問題となるのは、ホーネッカー裁判で現実化した問題である。<sup>(13)</sup>それは、州裁判所による連邦訴訟法の適用が州基本権を侵害するとした、州憲法裁判所への憲法異議であった。これに対し、シュタルクは、このような事例においては、連邦訴訟法の手続きの統一性が危うくされると批判する。すなわち、法の統一性こそが、法の平等を確保するとして、以下のように州憲法裁判所の人間の尊厳を根拠とする裁判の中止決定<sup>(14)</sup>を批判する。「法の統一性を保障する連邦訴訟法の例外なき尽力は、州憲法裁判所が連邦訴訟法を州基本権を根拠にして解釈するとき、危うくされる。それに際し、連邦法は、州ごとに別々に発展されることになりかねない。…憲法異議手続きにおいて連邦訴訟法の解釈と適用とを、それが州基本権と一致しているかどうかにつき審査することは、州憲法裁判所の責務には属さない。何故なら、州憲法裁判所が例外なく、それにふさわしく自己抑制をする、ということは期待され得ないが故に、州憲法裁判所は、裁判所判決に対する州憲法異議を連邦訴訟法やその他の連邦手続法の適用が攻撃されている限りに限って、許されないと宣言すべきである」(S. 36f.)<sup>(15)</sup>と。

### 三 基本権論

前述したように、シュタルクは、「国家と市民」のテーマの下で新連邦州憲法の基本権の抱える論点に

つき論じる。それは、大別すれば、①国家と市民との関係を規律するにあたって、まず問題とされるのが彼の持論である、新連邦州は、基本法の保障する基本権は州のすべての公権力をも拘束するが故に、その憲法に基本権カタログを新たに採用する必要はないということ、また、いわゆる古典的基本権（＝防禦権）と、国家目標もしくは社会的 basic 権とは明確に区別されねばならないということ、である。<sup>(16)</sup> 第二に彼が、本テーマの下で注釈するのは、②基本法の基本権に対する新種の州基本権について、である。前者①の問題点から検討することとしよう。

①基本権と国家目標もしくは社会的 basic 権等とを極めて明瞭に区別するのは、ザクセン・アンハルト憲法である。メックレンブルク・フォアポンメルンとザクセン憲法も外面的構造において、これらの規定を区別するが、ブランデンブルクとチューリンゲンの憲法は、これらが混交して規定された状態にある。このような、新連邦州の憲法規定を前にして、シュタルクは、「州憲法における古典的基本権のカタログは、州の国家権力を基本権に拘束し、また、補完的な基本権を保障するためには必要ではない。いわんや、新憲法に実例が見られるような、特別な給付権が保障されることは必要ないであろう」(S. 42)、という。その理由は、基本法第一条第三項は、連邦と州の国家机关によって行使される立法、執行権および裁判権を、直接適用される法としての基本権に拘束し、また、連邦憲法裁判所の判決における基本法第二条第一項の一般的自由権と比例原則の適用とは、人間のあらゆる自由の発現と人格権のあらゆる局面とを基本権として保護するし、また、基本権は比例原則を通じてのみ制限される、ということを帰結するからである。このような観点からすれば、とりわけ問題となるのは、直接適用される権利であり、立法をも拘束する基本権と、社会的 basic 権や国家目標とを二つの章に区分していないブランデンブルクとチューリンゲンの州憲法である。これに対し、シュタルクは、あらまし以下のような論述を展開することで、これを批判する。すなわち、「この区別は、憲法国家において必要な州議会の政治的作用と、裁判所の法作用との間の限界づけを確保するのであり、裁判所は、憲法の基準に従って政治に限界を確

定するが、しかし、柔らかな (weich) 憲法条項そのものを根拠にして政治を行うことは許されない。：古典的基本権と社会的的基本権とのために、権利 (基本権) という言葉を統一的に使用することは、政治的な混乱や、憲法に関する失望を引き起こすこととなるであろう。憲法上の権限配分と経済的関連性との精通していない市民に、一方で職業を選択する権利は古典的基本権であり、国家による侵害に対しては裁判所で保護され得るが、しかし他方で労働を求める権利は、決して実効的には保障され得ない、ということは説明不可能である」(S. 45f.)、と。さらに、基本権と綱領規定や国家目標は、相当な財政的資金ないし労働場所に関する国家の提供を前提とする責務を国家に課すということによって、古典的基本権とは区別されることも強調する。そこから、「国家目標や不確定な給付請求権は、それらが憲法に位置するとしても、古典的基本権と同一の法的特質をもたない。基本権は、まず第一に国家の限界を規定するのであって、この限界は、直接憲法上の保障を通じて適用され得るが、社会的請求権は、法律を通じて始めて定義され、国家予算を通じて財政的に実現されねばならない」(S. 46) であり、そこから社会的権利や国家目標は、州議会に委ねられ、国家はただ徴収したものを支出し得るにすぎない、と説くのである。なおまた、国家目標に関して補足しておけば、国家目標は、州憲法レベルの対象であるにとどまらず、連邦立法の対象でもある、との観点からも批判される。すなわち、「五つの憲法に見出され得る多くの国家目標や社会的権利は、連邦立法の素材にも関連する。たいていの市民は、連邦議会と州議会との間の管轄権の限界づけを必ずしもはっきりとは目に止めてはいないことから、市民はその憲法に失望させられるという状況が発生し得ることがある。というのも、憲法の公約は、州立法者によっては解決され得ないからである」(S. 57) 。

②基本法の基本権に対して、州基本権は新たなものを規定するに至っている。それらをシュタルクは、(a)通常、基本法の基本権は、連邦憲法裁判所の判決と関連して具体的に把握されることによって、新たに定式化される、(b)基本



法のいくつかの「ドイツ人の基本権」は、「すべての者の「基本権」として保障される、(c) 基本権の制約の側面でも、新種の危険を通じて惹起される刷新が生じる、という三点にまとめられるとし、これらのいずれもが、連邦基本権でカバー可能であり、とりわけ連邦憲法裁判所の判決を通じて解決可能であると説く。しかし、この問題についてもシュタルクは、連邦基本権レベルで、とりわけ連邦憲法裁判所の裁判実践を通じて、フォローできる事柄であり、州基本権レベルで保障する必要性はない、との立場を採っているといつてよからう。(a) に関連して、たとえば、五の州憲法は、いずれも個人に関連するデータ保護と、自己に関するデータに対する情報権また請願権につき適当な理由を附した通知の保障を保障する。ブランデンブルクとザクセンの州憲法は、身体の完全性(körperliche Unversehrtheit)を求める権利を、ザクセン・アンハルト州憲法はこれに加えて心の完全性(seelische Unversehrtheit)を求める権利を保障する。しかし、これらは、そのいずれもが基本法の保障する基本権、たとえば、第一条第一項と関連してその第二条第一項から、また、基本権の請願権を拡充するという方式で解決され得る。(b) に関連していえば、たとえば、ブランデンブルクやザクセン州憲法は、移転の自由、結社の自由あるいは職業の自由を、「ドイツ人の基本権」から「すべての者の「基本権」へと変形したが、このような保障は、難民申請者の殺到に直面して、また、連邦法が適用される結果、このようなことを説くことはできなくなるであろう、と批判する。(c) についても、連邦基本権の制限を超える州基本権における補完的な基本権制約は、それが基本法に適合するように解釈され得ないときには、連邦基本権の制限可能性とは一致しない、と批判する。そこから、州基本権におけるこのような「補完的」制約は、連邦憲法裁判所の判例の歩みのなかで解決される、と説く。<sup>(17)</sup>

シュタルクの州憲法に対する以上の立論から判明することは、新連邦州の憲法は、その憲法のなかで基本権を保障する必要性はない、ということであり、また、社会的な基本権や国家目標と基本権とを厳格に区別することの要請である。

それとともにまた彼の立論は、州基本権カタログで保障された新たな基本権も、連邦憲法裁判所の裁判例の進展過程において、基本法の基本権の拡充や比例原則の適用を通じて、その保障がカバーされるが故に、したがって、これらの新たな基本権を新連邦州憲法へ採用することは不要である、ということを示証するものである。

四 基本義務論 基本法は、大学教員の忠誠義務（第五条第三項）、子どもに対する両親の育成義務と教育義務（第六条第二項）、私立学校設置者の義務（第七条第四項）、結社に対する不作為義務（第九条第二項）、公共の役務給付義務（第一二条第二項）、防衛義務または代替勤務義務（第一二a条）、所有権は義務づけられる（第一四条第二項）、政党に対する不作為義務（第二一条第二項）、国際法上の基本義務（第二五条、第二六条）公務員の忠誠義務（第三三条第四項）等の基本義務を規定する。これらの憲法上の基本義務は、①消極的地位の基本権を憲法で直接制限するか、または、②基本権を制限する機能を果たす法律による義務を具体化するための基礎となるが、しかし、このような法的義務と、市民の倫理的義務とが混同されることがあってはならないことを、シュタルクは強調する。すなわち、市民の倫理的義務は、国家の前提であるとはいえ、しかし、法的意味において法的に規範化され得ない、と。ただし、シュタルクは、市民一般に対してはそうであるとしても、倫理的義務は、国家機能の担い手には課すことができ、彼らに対しては、法的義務にこれは変形され得る、とする<sup>(18)</sup>。

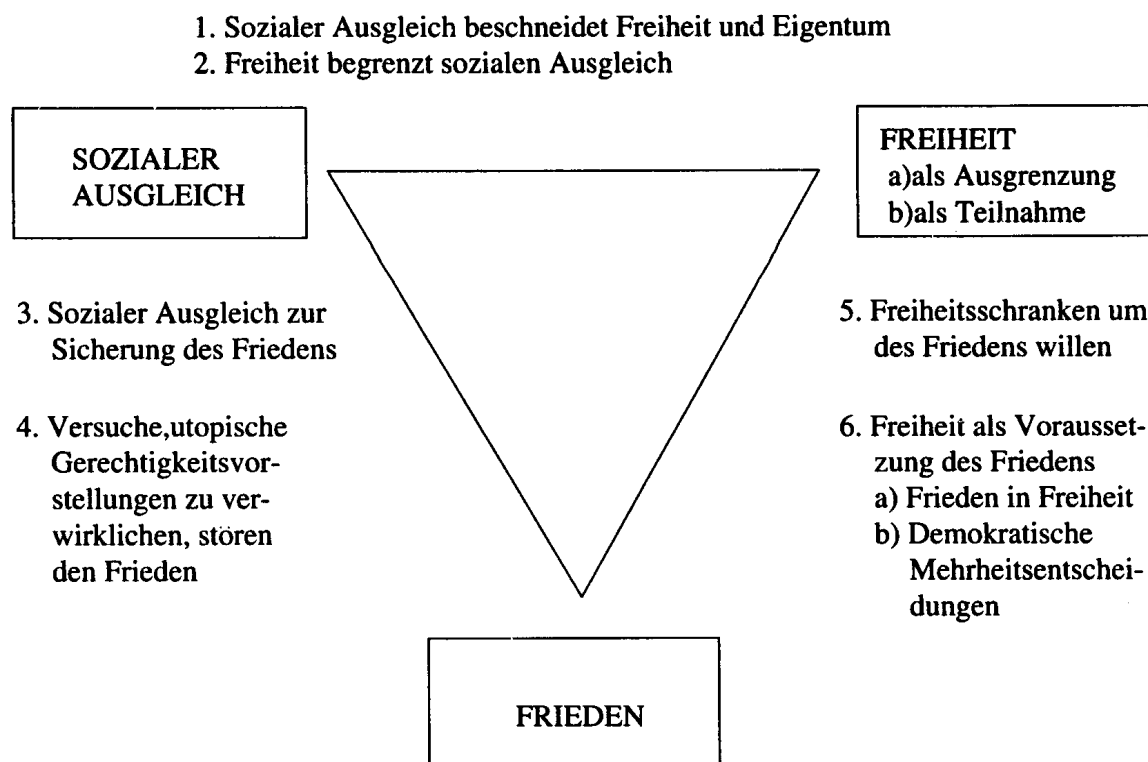
上記のような基本法上の基本義務とは別途、新連邦州の憲法は、基本義務を規定する。とりわけそのなかで顕著なのは、何人にも課せられる「環境保護義務」であろう。これら新連邦州の憲法の基本義務についても、彼は、基本法もしくは連邦法上の基本義務規定によりカバーできるとい<sup>(19)</sup>う。

五 「前文」について 新連邦州は、どのような動因、目標をもって新憲法を制定するに至ったのか。各憲法前文に

見られるその動因は、以下のことである。①州独自の（憲法―）歴史を想起して（ブランデンブルク、ザクセン、チューリーングゲン）または州の部分のすべての文化的、歴史的伝統を育成するという要請でもって（ザクセン・アンハルト）、②国民社会主義的、共産主義的暴力支配（ザクセン、チューリーングゲン）や住民に対する固有の責任（ザクセン）を想起して、③一九八九年の平和革命（ザクセン）または平和的変更（ブランデンブルク）を想起して、③神の前の責任を自覚して（ザクセン・アンハルト、チューリーングゲン）または人間の行為には限界があることを意識して（メックレンブルク・フォアポンメルン）、④州は、ヨーロッパにおけるドイツ連邦共和国の生命ある部分であること、また、ヨーロッパと世界における分離するものが克服されることを意図して（チューリーングゲン）。

さらに、新連邦州憲法は、以下の目標を援用する。①人間の自由と尊厳とを確保する（ブランデンブルク、メックレンブルク・フォアポンメルン、ザクセン・アンハルト）または尊重すること（チューリーングゲン）、②（社会的）正義を創出すること（ブランデンブルク、メックレンブルク・フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン・アンハルト、チューリーングゲン）、③経済的發展を促進すること（メックレンブルク・フォアポンメルン、ザクセン・アンハルト）、④自然的生活基礎を保持すること（ブランデンブルク、メックレンブルク・フォアポンメルン、ザクセン・アンハルト、チューリーングゲン）ないしは被造物の保持に仕えること（ザクセン）、⑤将来の世代に対する責任を正當に評価すること（チューリーングゲン）、⑥（国内外）の平和に仕えること（メックレンブルク・フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン・アンハルト、チューリーングゲン）、⑦民主的に起草された法秩序を維持すること（チューリーングゲン）。彼は、以上の目標は、古典的な三つの国家目標、すなわち、平和、自由および社会的調整（社会的正義）<sup>(20)</sup>に、生態系保護という国家目標を補完したという。彼のいう古典的な三つの国家目標とは、次頁左上の図式に表現される。

この国家目標の三角形は、（a）自由を支え、国家の権限を制限すべき基本権は、第三者の権利のためにまた平和のた



めに限定可能である、(b)社会的調整は、自由と所有権を制限しそして平和を確保する、(c)逆に、自由の価値は、社会的調整を、それが過度に広範になりまた平和を破壊するようなときには制限する、という相関関係におかれている。この古典的な国家目標と生態系保護という国家目標は、権力分立の国家組織と権利の保障とを通じて実現されるとともに、政治の実質的目標を限定し、逆にまた憲法の国家目標カタログのなかにより詳細にフィード・バックされる、と構成されるのである。

(1) Vgl. J. Dietlein, Landesgrundrechte im Bundesstaat, in: Jura. 16. Jg., 1994, S. 57; C. Degenhart, Staatsrecht I, 9. Aufl., C. F. Müller 1993, S. 33f., Rdn. 83<sup>f</sup>. 「各州もまた、固有の、連邦から派生したのではない始源的な (originär) 国家 (州) 権力 (Stattdgewalt) を行使し、各州には国家の特質が帰属する」といふ。

(2) Vgl. J. Kersten, Homogenitätsgebot und Landesverfassungsrecht, in: DÖV. 46. Jg., 1993<sup>f</sup>. 「各州の国家特質は、連邦憲法に従って規定される。連邦各州は、基本法の意味における国家である。それ故、…各州にとって唯一問題となるのは、どのような実質的な国家の標識を、基本法

は各州に指示しているか、である」(S. 896)、「ということを前提にして、広義における同質性として、「基本法と州憲法間の同質性命令は、憲法高権を有する諸国家の連邦への結合としての、それ自体組織された国家である『連邦国家の本質』から生じる」のであり、従って、「同質性は、まず第一に、連邦国家における国家権力の統一性の、思考必然的な前提」である、と説く(S. 897)。これに対して、狭義における同質性として彼が問題とするのは、基本法第二八条に挙げられた諸原則である(S. 898)。すなわち、各州は、基本法の意味における共和制的、民主制的、社会的法治国家に合致しなければならず(第一項第一文)、また、基本法の要請する選挙の原則を遵守しなければならない(第一項第二文)、である。

(3) Vgl. H. v. Mangoldt, Der Verfassungen der neuen Bundesländer, S. 16.

(4) Vgl. Ch. Starck, Praxis der Verfassungsauslegung, 1994, S. 41ff. 「裁判所による基本権の実現は、中央集権的かつ法的統一の傾向を有する」という。

(5) たとえば、ブランデンブルク州憲法は、第二部「基本権と国家目標」で、第四五条「社会保障を求める権利」、第四七条「住居を求める権利」および第四八条「労働を求める権利」を規定する。

(6) 同じくブランデンブルク州憲法でいえば、第一七条、第二〇条、第二三条、第四九条が挙げられる。

(7) この問題については詳しくは、vgl. J. Dietlein, Anm. 1; derselbe, Die Grundrechte in den Verfassungen der neuen Bundesländer. Zugleich ein Beitrag zur Auslegung der Art. 31 und Art. 142 GG, Verl. Franz Vahlen 1993, S. 23ff.; P. Kunig, Die rechtsprechende Gewalt in den Ländern und Grundrechte des Landesverfassungsrechts, in: NJW 47. Jg., 1994, 687ff.

(8) たとえば、ザクセン州憲法第一条は、「自由国家ザクセンは、民主制的な、自然的生活基盤と文化の保護に義務づけられた社会的法治国家(Er [= Der Freistaat Sachsen] ist ein demokratischer, dem Schutz der natürlichen Lebensgrundlagen und der Kultur verpflichteter sozialer Rechtsstaat)」であると規定する。その外の新連邦州憲法も、同様な文言をもち規定を有する。なお、前述一九九三年改正のニーダーザクセン州憲法も、その第一条第二項で、「ニーダーザクセン州は、自由な、共和制的、民主制的、社会的かつ自然的生活基盤の保護に義務づけられた法治国家であり、ヨーロッパの諸国民共同体の一部である(Das Land Niedersachsen ist ein freiheitlicher, republikanischer, demokratischer, sozialer und dem Schutz der natürlichen Lebensgrundlagen verpflichteter Rechtsstaat in der Bundesrepublik Deutschland und Teil der europäischen Völkergemeinschaft.)」と規定する。このように、vgl. Ch. Starck, Die neue Niedersächsische Verfassung von 1993, in: NdsVBl. 1994, H. 1, S. 8.

(9) Vgl. Ch. Starck, Verfassunggebung in Thüringen, in: ThürVBl. 1992 H. 1, S. 10; derselbe, Eine Verfassung für

	BrV	MVV	SV	SAV	ThV
Organstreitigkeiten	Art. 113Nr. 1	Art. 53Nr. 1	Art. 81Nr. 1	Art. 75Nr. 1	Art. 80Abs. 1Nr. 3
Abstrakte Normenkontrolle	Art. 113Nr. 2	Art. 53Nr. 2	Art. 81Nr. 2	Art. 75Nr. 3	Art. 80Abs. 1Nr. 4
Konkrete Normenkontrolle (Richtervorlage)	Art. 113Nr. 3	Art. 53Nr. 5	Art. 81Nr. 3	Art. 75Nr. 5	Art. 80Abs. 1Nr. 5
Prüfung von Volksbegehren	Art. 77Abs. 2	Art. 53Nr. 3	Art. 71 Abs. 2Satz3	Art. 75Nr. 2	Art. 80Abs. 1Nr. 6
Prüfung von Untersuchungsaufträgen eines Untersuchungsausschusses		Art. 53Nr. 4		Art. 75Nr. 4	Art. 80Abs. 1Nr. 7
Verfassungsbeschwerde allgemein	Art. 113Nr. 4		Art. 81Nr. 4		Art. 80Abs. 1Nr. 1
nur als Urteilsverfassungsbeschwerde am Maßstab bestimmter Landesgrundrechte und subsidiär		Art. 53Nr. 7			
nur gegen Landesgesetze		Art. 53Nr. 6		Art. 75Nr. 6	
Kommunale Verfassungsbeschwerde	Art. 100	Art. 53Nr. 8	Art. 90	Art. 75Nr. 7	Art. 80Abs. 1Nr. 2
Wahl- und Mandatsprüfung	Art. 63Abs. 2	Art. 21Abs. 2	Art. 45Abs. 2	Art. 44Abs. 3	Art. 80Abs. 1Nr. 8
Abgeordnetenanklage	Art. 61				

Mecklenburg-Vorpommern, in: Nordkurier v. 4. 4. 91.

- (10) 新連邦五州の憲法は、そのいずれもが州民投票を規定するが、その際にもっとも重大な影響を及ぼしたのが、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州憲法第五章の第四一条および第四二条の規定である。同条項によれば、州民投票による参加可能性は、州民発案、州民請願および州民票決という三段階から構成される。Vgl. C. Feddersen, Die Verfassunggebung in den neuen Ländern: Grundrechte, Staatsziele, Plebiszite, in: DÖV. 45. Jg., 1992, S. 990; P. C. Fischer, aaO., S. 40.

- (11) 新連邦五州の憲法に規定する管轄権カタログについては、本書三三三頁に、その一覧表が掲載されているが、それは上図である。

- (12) データ保護の権利、芸術と学問、研究と教授の自由、教会と宗教団体、請願の権利であるが、その大部分は、基本法もしくは連邦憲法裁判所の判例と関連して基本法の基本権によってカバーされている。

- (13) ホーネッカー裁判の問題点については、本書三六頁註一六六に指示されている文献を見よ。また、vgl. Ch. Starck, Praxis der Verfassungsauslegung, S. 239ff.; J. Rozek, Landesverfassungsgerichtsbarkeit, Landesgrundrechte und die Anwendung von Bundesrecht, Landesverfassungsgerichtliche Kontrolle der Anwendung von Bundesrecht durch Landesgerichte am Maßstab der Landesgrundrechte?, in: AöR. Bd. 119, 1994, S. 452f.; U. Wesel, Ein Staat vor Gericht. Der Honecker-Prozess, Verl. Eichbor-

n 1994.

- (14) 本判決については、vgl. Verfassungsrecht. Strafprozessrecht, in: JZ. 1993, S. 259ff. 本判決で問題となった「人間の尊厳」論については、「クリスティアン・シュタルクの憲法構想について——人間の尊厳論——」で扱う予定でいる。
- (15) また、vgl. Ch. Starck, Praxis der Verfassungsauslegung, S. 241f.
- (16) これについては、vgl. D. Merten, Die Staatszieldebatte, in: F. Klein (Hrsg.), Verfassungsentwicklung in Deutschland nach der Wiedervereinigung, 1994, S. 65ff., insbes. S. 68f, 76f.; 拙稿(一) 四(一〇〇頁以下) 参照。
- (17) 拙稿(一) 四(一〇二頁) 参照。
- (18) この問題については、拙稿(一) 四・五(一〇六頁以下) 参照。
- (19) 基本法改正により、第二〇a条:「自然的生活基盤の保護義務」が基本法に導入された。
- (20) Vgl. Ch. Starck, Einigkeit und Recht und Freiheit, Festschrift für K. Carstens zum 70. Geburtstag am 14. Dezember 1984, Carl Heymanns Verl. 1984, S. 874.

〔一九九五年一月一日脱稿〕